

事 務 連 絡
平成31年1月7日

関係都道府県トラック協会
鉄鋼部会ご担当者 殿

(公社)全日本トラック協会
輸送事業部長 金子 貴史

(一社)日本鉄鋼連盟による
「トラック受渡条件におけるルールの確認とお願い」の取り組みについて
【情報提供】

平素は当協会の事業運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成29年11月の標準貨物自動車運送約款の改正に伴い、「運賃」と「料金」の区別の明確化や附帯業務の内容の明確化等が図られましたが、今般、鉄鋼を生産する主要なメーカーと鉄鋼流通を担う商社で構成された(一社)日本鉄鋼連盟より、トラック受渡条件における納入側(運転者)の作業と受入側の作業のルール徹底を図るため、別紙のとおり、関係需要家団体宛てへの協力依頼が行われました。

つきましては、貴協会鉄鋼部会の部会員に対して、取引先等より本趣旨による取り組みが行われることについて、お知らせいただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ①トラック受渡条件におけるルールの確認とお願い((一社)日本鉄鋼連盟の発出文書)
- ②標準貨物自動車運送約款の改正概要チラシ

※上記資料は(一社)日本鉄鋼連盟のホームページにも掲載されています。

<http://www.jisf.or.jp/business/butsuryu/index.html>